

契約は守ることが原則!!

契約は消費生活のキホン

- 契約は申込みと承諾の意思が合致することで成立します。
- 一度契約が成立すると、原則として一方的にやめることはできません。
- 私たちは日常生活の中で消費者として様々な契約をしています。例えばコンビニでお弁当を買う、電車に乗る、インターネット通販で商品を買うことも契約です。

契約をやめることができるとき

消費者契約法

- 消費者契約法では、事業者が消費者に以下の行為をしたときに、契約を取消したり無効にすることができるようになっています。



例：事故車なのに事故車であることを説明しない。



例：もうすぐマンションが建つって日当たりが悪くなるのに日当たりがいい部屋だと勧める。



例：「この株は絶対に儲かる」などと言われ株の売買契約をした。



例：「帰って！」と言っても帰らない。「帰りたい」と言っても帰させてくれない。



例：成人式の着物だけのはずが、必要なない浴衣なども契約した。



例1：恋人から「自分がデザインしたピアスを買ってもらえない付き合えない」と言われ契約した。



例：祈祷師を名乗る人物に家族や自分の悩みを聞き出され「今すぐ除霊しないとさらに大変なことになる。この置物を買えば幸せになれる」と言われ置物を購入させられた。

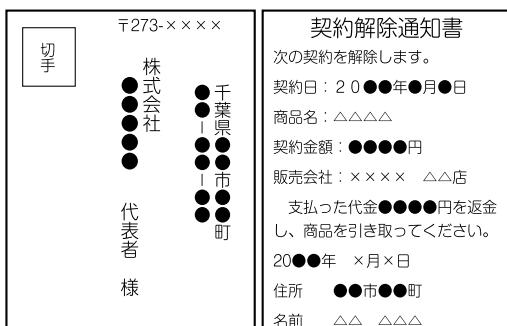
クーリング・オフ

- クーリング・オフは「一度結んだ契約は守らなければならない」という原則の例外にあたる制度です。
- 消費者が申込みや契約をした後でも、一定の期間であれば消費者側から無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。
- マルチ商法、エステサービス、アポイントメントセールスやキャッチセールスなどが、特定商取引法でクーリング・オフの適用になると定められています。
- 通信販売には適用がありません。
※通信販売は返品の方法や条件等の返品特約を定めることになっています。購入前によく確認しましょう。また、返品特約が定められていない場合、消費者が商品を受け取った日を含めて8日以内であれば、消費者が送料を負担して返品することができます。

【クーリング・オフができる主な取引】

8日間	訪問販売	アポイントメントセールス、キャッチセールス
	電話勧誘販売	電話勧誘による取引
	訪問購入	事業者の訪問による物品の買取り
	特定継続的役務提供	エステ、一部の美容医療、結婚相手紹介サービス、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室
20日間	連鎖販売取引	マルチ商法
	業務提供誘引販売取引	サイドビジネス商法、モニター商法

※3,000円未満の現金取引はクーリング・オフできません。



<クーリング・オフの通知方法>

- 特定記録郵便によりハガキで発信します。
- クレジットで契約した場合にはクレジット会社にも通知します。
- ハガキは両面コピーを取り、特定記録郵便の控えと一緒に保管します。

※2022年6月1日以降の契約より、メールなど電磁的方法でもクーリング・オフが可能となりました。

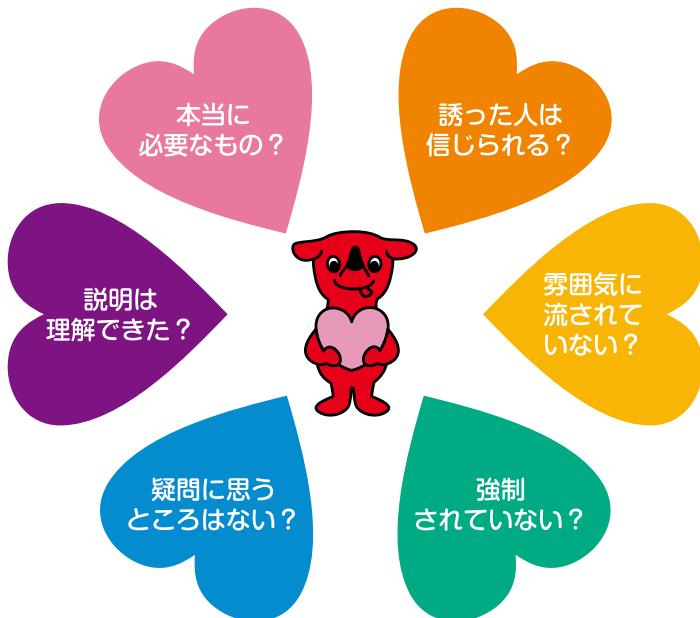
未成年者契約の取消

- 未成年者が行う契約には、原則として法定代理人(親など)の同意が必要です。同意のない契約は、未成年者を保護するために法定代理人と未成年者本人のどちらからでも取り消すことができます。
- ただし、未成年者が「成年である」「保護者からの同意を得ている。」等とうそをついた場合やお小遣い金額の範囲内と考えられる契約など、取り消すことができない場合もあります。

※民法の改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。

契約の前に

勧誘を受けたら警戒心をもって、その場での購入や契約はしないことが重要です。



消費生活センターってどんなところ？

- 消費生活センターは消費者が商品を購入したりサービスを受けた際に発生した、**消費者と事業者のトラブル**に関する相談に応じている公的な機関です。
- 資格を持った消費生活相談員が、トラブル解決のためのアドバイスやあっせん*、情報提供などを行っています。
- 相談は無料で秘密は守られます。「何かおかしいな」「これは大丈夫かな？」と思うことがあれば、一人で悩まずに、すぐにお近くの消費生活センターへ相談してください。

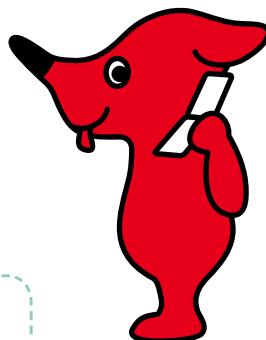
*あっせん：消費生活相談員が消費者と事業者のあいだに入りトラブル解決を目指すこと

何かあつたらすぐ相談！

千葉県消費者センター
☎047-434-0999

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30
土曜日 9:00～16:00

(日曜日・祝日・年末年始はお休み)



消費者ホットライン
い や や
☎188 泣き寝入り

最寄りの消費生活相談窓口に繋がります。

令和2年3月 初版発行
令和3年3月 初版第2刷
制作・発行

令和4年3月 第2版発行
令和5年3月 第3版発行

千葉県消費者センター

〒273-0014千葉県船橋市高瀬町66-18
TEL 047-431-3811 FAX 047-431-3858

ホームページアドレス <https://www.pref.chiba.lg.jp/customer>
監修 弁護士 洞澤 美佳